

後期高齢者健康診査のご案内

**「疾病の早期発見や重症化予防のため、
健診を受診しましょう。」**

後期高齢者医療制度に加入されている方の健診は、奈良県後期高齢者医療広域連合がお住まいの市町村に委託して、年1回実施しております。

加入者のみなさまが健診を受診していただきやすくするために、“受診券”(有効期限令和6年1月31日)を対象者の方へ事前に送付しています。



検査項目：問診、診察、身体測定、血圧測定、血液検査、尿検査

お問い合わせについては、住民保険課保険年金係(76-2508)
または、奈良県後期高齢者医療広域連合(0744-29-8430)へ
お願いします。



健康診査の受診をご遠慮頂く方

※ただし、希望される場合は、受診できます。

- ・ 病院又は診療所に長期入院（6か月以上継続して入院）している方。
- ・ 事業主健診など、他で健康診査の受診機会のある方。
- ・ 施設入所されている方（障害者支援施設、養護老人ホーム、介護保険施設など）